注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、串本町役場又は和歌山地方法務局新宮支局に照会すること。

平成二十九年三月十四日

法務大臣　金田　勝年

和歌山県東牟婁郡古座町大字津荷七百二十番地

寺下　若松一地

○法務省告示第百三十一号

青森県南津軽郡田舎館村役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十九年三月十四日

法務大臣　金田　勝年

青森県南津軽郡田舎館村大字高樋字鱸元十六番

工**藤嘉**代二

○法務省告示第百三十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百十九号の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月十四日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表の株式会社大崎の項、株式会社オートセンターモリの項、前田鐵鋼株式会社の項及び大同ＤＭソリューション株式会社の項を削る。

第二号ロの表の有限会社イクイ建築の項を削り、同表スズキ中国販売株式会社の項中「広島県尾道市高須町八百三十八番地の一」を「広島県尾道市高須町五千三十番地」に改め、同表有限会社鈴木合成の項を削り、同表株式会社ナプロアースの項中「福島県双葉郡浪江町大字高瀬字小高瀬廻百八十九番地の二」を「福島県伊達市梁川町やながわ工業団地六十三番地一」に改め、同表有限会社扶桑電化上平井工業所の項、株式会社ファインテックの項、株式会社香取ベンダーテクニカルの項及び株式会社グリーンシステムの項を削り、同表有限会社メイユーの項中「有限会社メイユー」を「株式会社メイユー」に、「長野県茅野市金沢五千八百四番地二」を「長野県茅野市金沢二千八百五十番地一」に改め、同表に次のように加える。

未来のアグリ株式会社	鉄工
地　福井県坂井市春江町沖布目第三十八号三番地	
インスライト株式会社	建設機械施工
東京都多摩市聖ヶ丘四丁目二十五番地の六	

○法務省告示第百三十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百十九号の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月十四日

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社石田兼松八興建設	建設機械施工
北海道旭川市本町二丁目四百三十七番地百十九	
教和建設株式会社	建設機械施工
北海道雨竜郡沼田町字高穂百三の二百十九	

○法務省告示第百三十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百十九号の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月十四日

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社ヤナギサワ自動車販売	塗装
愛知県豊田市堤町宝二十六番地二	

○法務省告示第百三十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月十四日

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表株式会社Ｄｉｖａの項中「埼玉県鶴ヶ島市脚折町四―十五―十五」を「埼玉県鶴ヶ島市太田ヶ谷六百四十六番三号」に改める。

○財務省告示第七十三号

国債の金利スワップ取引に係る基本的な契約の相手方に変更があったので、国債の金利スワップ取引に関する省令（平成十七年財務省令第七十二号）第三条第四項の規定に基づき、国債の金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件（平成十八年三月財務省告示第八十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月十四日

財務大臣　麻生　太郎

「、ユーピーエス・エイ・ジー（銀行）及びロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー東京支店」を「及びユーピーエス・エイ・ジー（銀行）」に改める。

○財務省告示第七十四号

財政投融資特別会計における金利スワップ取引に係る基本的な契約の相手方に変更があったので、財政投融資特別会計における金利スワップ取引に関する省令（平成二十三年財務省令第四十九号）第三条第四項の規定に基づき、財政投融資特別会計における金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件（平成二十三年十一月十四日財務省告示第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月十四日

財務大臣　麻生　太郎

「、ユーピーエス・エイ・ジー（銀行）及びロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー東京支店」を「及びユーピーエス・エイ・ジー（銀行）」に改める。

○厚生労働省告示第七十一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

「スイス　スペイン」を「スイス」に、「タジキスタン」を「タジキスタン　デンマーク」に、「ベルギー　ボスニア・ヘルツェゴビナ」を「ベルギー」に改める。